

「部落探訪」削除裁判の動向について

現在、大阪地裁で行われている「部落探訪」削除裁判は、まずは、投稿者の示現舎がウェブサイトには被差別部落（同和地区）の地名や風景の写真などを掲載するのは「差別されない権利」の侵害だとして、掲載されたA地区男性が、2022年11月6日付で大阪地裁に削除を求めた仮処分申し立てから始まりました。大阪地裁は2024年5月1日付で「投稿者の出版社代表にネット上に晒されている画像の削除命令」を下しました。しかし、当の示現舎は画像を削除せず、尚かつ大阪府内40地区の画像を60回以上ウェブサイト

に配信し続けています。部落解放同盟大阪府連合会は「大阪府全域のすべての記事の削除」を求めて2024年7月8日付で、大阪地裁に提訴しました。示現舎は「神奈川県から大阪府まで自らの出損で交通費と移動の時間の負担があるため、裁判を自分の居住地管轄、横浜地裁相模原支部に移送する申し立て」をしました。しかし、大阪地裁は2024年10月30日付で、「移送すべきことを基礎付けるものとはいえない」として却下しました。

2025年3月12日より、大阪地裁で裁判が始まっていますが、示現舎からは、「原告側削除対象地区追加は、原告側が著しく訴訟手続きを遅延させることを招く」という書面が提出され、原告側は、「映像削除対象地域の追加変更申し立ては第1回口頭弁論期日前に提起したものであり、実質審理が始まっておらず著しく訴訟手続きを遅延させるものではない」

「不法行為地は大阪であり、過度の負担との主張については、大阪で60回以上、全国で367か所も部落を探訪し、ウェブサイト上で人格侵害を拡大させ続けており、そのことに費やす資力と時間は有している」などが書面で提出されています。

今、この裁判の争点は、ウェブサイト上の差別映像、差別記事に対し、2024年12月に最高裁で確定した高裁判決（被差別部落）地域住民には差別を受けない権利がある」ことを踏襲した内容が求められるところだと思われます。

「部落探訪」削除裁判に思うこと

（裁判を傍聴した職員の感想から抜粋）

・裁判所には傍聴希望の方が多く集結されており、被告への怒りを感じました。被差別部落の動画を撮影し差別的な表現をネット上に晒す行為は許されないことだと思いました。

・2025年6月、第2回口頭弁論を傍聴。運よく券を手に入れ、初めて傍聴した「オンライン裁判」は事務的で、裁判所の威厳が薄れていくように感じました。

・9月24日の大阪裁判口頭弁論と報告集会に参加しました。被告宮部氏の晒し行為や各地での被害が続く中、将来の被害防止と認識改善のため本裁判は歴史的に重要だと感じました。

・被差別部落をインターネット上に晒すといった差別的な行為は、決して許されることではないと思います。この裁判は、差別をなくすためにも、必ず勝たなければならないと強く感じました。

賛助会員の募集と寄付のお願い

一般財団法人大阪府人権協会が行う、被差別・社会的マイノリティの人権を柱とする人権啓発、人権相談・支援、人材育成ネットワークづくりを支えていただける賛助会員の募集と寄付のお願いをしています。

賛助会員には、人権研修の相談、「人権協会ニュース」の送付、また、当協会の出版物・講座参加費の割引等もあります。何卒、ご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会費および寄付は、郵便振替口座にお振り込みください。
口座名：一般財団法人大阪府人権協会
口座記号番号：00930-8-272377

賛助会員	個人	1口	3,000円
	団体・法人	1口	30,000円
寄付金	個人	1口	1,000円
	団体・法人	1口	10,000円

賛助会員入会 ありがとうございます

2025年12月末現在（敬称略）

賛助会員：1人個人・4団体・3法人より入会いただきました。 寄付金：1法人よりいただきました。

編集・発行	 一般財団法人 大阪府人権協会 いっ ばん ざい だん ほう じん おお せが み じん けん きょう かい
-------	--

〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37RCビル 8階
TEL 06-6581-8613 FAX 06-6581-8614
URL: <http://www.jinken-osaka.jp>
E-mail: info@jinken-osaka.jp



大阪府人権協会ニュース

vol. 50

2026年2月

差別解消3法の制定から10年 今後の取り組みの前進を

障害者差別解消法の制定と課題

2026年は、差別解消に関わる3つの法律が制定されて10年を迎えます。

「障害者差別解消法」は、国連の障害者権利条約を受けて2016年4月に施行されました。

障害者差別解消法では不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供（過重な負担を除く）が定められており、行政はその両方とも義務でした。事業者は合理的配慮の提供は努力義務として始まりましたが、2024年からは義務になりました。

大阪府においても「大阪府障害者差別解消条例」が2016年4月に施行され、2021年には法律に先立って事業者の合理的配慮が義務になっています。差別解消ガイドラインの策定や広域支援相談員の配置をしていますが、さらなる啓発を充実させていくことが課題になっています。

ヘイトスピーチ解消法の制定と課題

2013年頃から在日コリアンなどに対するヘイトスピーチが行われ、これに対する抗議や裁判の中で2016年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。本邦外出身者を理由として地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動は許されないことを宣言しました。

また、大阪市の鶴橋で行われたヘイトデモ等をうけて、2016年7月には「大阪市ヘイトスピーチ対処条例」が施行され、行為者に改善勧告や公表を行なってきました。さらに、「大阪府ヘイトスピーチ解消条例」も2019年11月に施行されています。

このような中でも在日コリアンの施設などを放火するヘイトクライム（犯罪）も起こっています。また、日本に住む外国人の増加に伴って地域社会での共生が課題になっています。

部落差別解消法の制定と課題

1965年の国の同和对策審議会の答申を受けて1969年に制定された同和对策事業特別措置法によ

り、同和地区の環境改善を始め経済・生活・福祉・教育の向上などが取り組まれました。1996年の地域改善対策協議会意見具申を受けて、特別対策は終了し一般対策へ移行するとの方向が示され、2002年に特別対策が終了しました。

大阪府においても、2002年の大阪府同和对策審議会答申により、部落差別が現存するかぎり、同和問題解決のための施策の推進に努め、部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざすことが示されました。これをうけて、大阪府同和事業促進協議会や地区協議会も大阪府人権協会や人権地域協議会に発展改組しました。

しかし、インターネット等で部落差別が広げられている状況から、2016年12月に「部落差別解消法」が施行され、相談の充実、教育及び啓発、実態把握に取り組んでいます。

しかし、いまだに結婚や土地に対する部落差別があり、それがインターネットで広げられていて、これへの対応が求められています。

法律や条例を具体化する取り組みを

2019年には「アイヌ施策推進法」、2023年には「LGBTQ理解増進法」が施行されました。また、2022年には「大阪府インターネット誹謗中傷差別防止条例」も制定されて、インターネット上での差別解消の取り組みが進められています。

法や条例を具体化する中で明らかにされる課題の解決をさらに追求しながら、人権尊重の取り組みをさらに前進させていきましょう。

当協会のホームページには、実施している事業の情報はじめ人権等に関わる基本的な問題等について、様々な情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.jinken-osaka.jp/>

事業報告

大阪府人権総合講座（前期）開催〈大阪府委託事業〉

2025年6月25日～9月26日の期間中、全21日にわたって、大阪府人権総合講座（前期）を大阪府社会福祉会館等で開催しました。

本講座は、人権尊重の社会づくりを推進することを目的に、人権教育・啓発や人権相談に携わる際に必要な知識やスキル等を学ぶ講座で、年間を通じて開催しています。

前期は、初任者や経験の少ない方向けコースとし、下記の4コースと様々な人権課題を幅広く学ぶ「人権問題科目群」を設定し、合計70科目を実施しました。

【人材養成コース】

- ①人権担当者入門コース
- ②人権ファシリテーター養成コース
- ③人権啓発企画担当者養成コース
- ④人権相談員養成コース

前期は、延べ410人が受講され、修了認定を行う②③④のコースの受講者のうち、延べ74人の修了認定を行いました。

この講座で受講されたことを、人権啓発や相談・支援等、日頃の取り組みに活かしていただければと思います。



相談事例研究会を開催〈大阪府委託事業〉

人権相談機関ネットワーク加盟機関の相談員等の相談スキルの向上と、加盟機関同士の交流や連携を図る場として、「相談事例研究会」を開催しました。

今年度は、第1回から第4回（9月5日、9月11日、9月12日、9月16日）を大阪府内の4会場で開催し、合計87人の参加をいただきました。

講義では東大阪大学教授の潮谷光人さんから、「人権相談に必要な援助技術について」をテーマにその概要を学ぶとともに、「事例検討の方法」として事例検討会議の目的からその設定や進め方、事例検討のマナー、エコマップやジェノグラムの作成方法などを学びました。

次に、各相談機関から事例報告をしていただき、その事例報告をもとに複数のグループに分かれて、事例検討のグループワークを行いました。

グループワークでは、情報収集したい内容や課題、相談者のストレングス、今後の具体的な対応や支援等



擁護士にグループの進行役とコメントを行っていただきました。

その後、各グループから話し合いの内容を発表し、参加者全体で共有して、まとめとして発表内容に対するアドバイスや情報提供を講師より行っていただきました。

様々な相談機関の相談員等が集まり、多様な視点や意見を出し合うことで多くのことに気づいて、相談業務の向上に繋がるとともに、交流を深めることができました。

参加者の方々からは「全く知らない知識を知ることができたり、普段かかわりのない方とも関わることができて、大変勉強になりました。」「各市の相談機関によって手法や考え方、アプローチが異なっていたり参考になりました。」「とても活発に意見交換ができました。なかなか事例を話し合う仕事の業務についていないので、貴重なグループワークができました。」といった感想をいただきました。

●ご案内●

大阪府人権相談窓口〈大阪府委託事業〉

市町村人権相談サポート事業・専門家連携相談支援事業をご活用ください！

府民の方だけでなく、市町村相談窓口からの相談も可能です。相談窓口の相談対応、相談機能の充実や相談員のスキル向上等、相談窓口の運営等に関して、助言や情報提供、専門機関の紹介等を行うことが可能です。

各種専門家（弁護士、行政書士、司法書士、社会保険労務士）や、各種専門機関等と連携して、専門家等から助言を受けることが可能です。

まずは、お気軽にご相談ください。

電話：06-6581-8613

実施日：月から金曜日（日祝除く）・第4日曜日

時間：10時から16時（受付15時30分まで）

の方策、支援実施によるリスク、相談者の安全性を大切にしたい関わりポイントを話し合っ共有しました。

グループワークには事例検討の充実を図るため、大阪府人権

事業報告・計画

人権 NPO 協働助成事業報告

2025年夏から秋にかけて、助成団体の活動に訪問をしてきました。

●『NPO 法人 KARALIN』 小学生の夏休み期間に、事前申し込み制で地域のボランティアさんによる「学習時間」と日替わりで工作や遊びなど集会所を開放されています。その一環を用いて「夏休み防災教室」として開催されました。複数の避難リュックの実物を見るなど防災を身近に感じてもらう取組をされています。

●『NPO 法人 すいすい・すていしょん』 毎月1回「スイスイ食堂」を開催されています。そこで、防災に関する活動の案内配布を行うなど、子どもたちの日常にうまく「防災」を取り入れる取組をされていました。

●『識字・日本語研究会』 住吉と浅香の2か所の識字教室に参加しました。いずれも「しきじでぼうさい・ジロジロ差別」のプログラムを実施されており、関東大震災時の朝鮮人虐殺を例に防災と人権は切り離せない問題であることを再認識しました。

●『NPO 法人 こどもの里』 “さと”に遊びにきている子どもたちに地域の防災士さんが能登地震でボランティアに行かれた話と、避難場所である近くの小学校までまちあるきを行いました。子どもたちはお話では「映画みたい」と言っていた子も多かったですが、実際にまちあるきをすることで「これ危険かも」と次第に想像をふくらませていました。

●『一般社団法人 両国人権福祉交流センター』 毎月第1土曜にみんな食堂「en 食堂」を開催されています。訪問した日は当初高齢女性の参加が多かったのですが、あとから子どもたちがたくさん来場しました。テーブルの上に食堂付近の防災マップや防災啓発のチラシが置いてあり、食事をとりながら自然と防災の話題がでるような仕掛けがされていました。

.....

全体的に普段の活動に自然と防災が組み込まれる仕掛けをされており、参加者が学ばされるのではなく、自発的に防災を考えられるようになっているのが興味深かったです。

本助成金事業は2026年2月末終了です。3月には実践報告会として1年または半年の活動の報告を各団体に行っていただきます。引き続き、ともに協働・伴走していきたいと考えています。毎月の月次報告は当団体 HP をぜひご覧ください。

2026 年度休眠預金助成活用

人権 NPO 協働助成金

「当事者が孤立せず暮らせるまちにするための人権プラットフォームづくり」の募集

本助成は、人権保障のプラットフォームづくり、およびそれを担う民間団体の基盤を強化することで、地域で孤立し困難に直面している人権の当事者が、途切れない支援により安心して地域で生活できる基盤（仕組み）が形成されることをめざし、助成を行います。

被差別・社会的マイノリティが孤立しない地域づくりに向け、人権プラットフォームづくりをともに進めていきましょう！

○事業期間 2026年4月から2029年2月末まで

○募集対象 大阪府内で被差別・社会的マイノリティの人権に取り組む団体4団体

○助成額 助成金額は1団体あたり1年300万円以上500万円以下。3年間で900万円以上1,500万円以下

○募集期間は2026年2月2日（月）から2月13日（金）15時必着

○説明会 2026年1月7日夜、1月8日午前に開催。オンデマンド配信も行います。

○個別相談 1月8日から2月10日までの平日、事前予約制

○公募学習会 1月26日①事業計画づくり、②社会的インパクト評価。

本助成事業は、JANPIA（一般財団法人日本民間公益活動連携機構）からの助成を受け、2026から2028年度までの3か年実施します。

取組の状況は当協会ホームページで掲載していきますので、ぜひご注目ください！



